

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案について

(法律案の制定趣旨)

- 衆議院修正により、年金機能強化法案から削除された低所得高齢者・障害者等への年金額加算に替わり、年金機能強化法案附則第2条の2に基づく法制上の措置として、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置（年金生活者支援給付金）を講ずる。

(法律案の概要)

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。
 - ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付

（※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)）
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障・税一体改革により増加する消費税の収入を活用して確保するものとし、税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行する。